

議案第 32 号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の設定について
次のとおり三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を設定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求め
る。

平成7年3月10日

三朝町長 安藤 田 真一郎

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に
基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とす
る。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当
たり40時間とする。

2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務
時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めること
ができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）

）とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

(休息時間)

第7条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、別に定める基準に従い、休息時間を置くものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、町長(労働基準法(昭和22年法律第49号)第8条第1号から第

10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって当該年の中途において新たに職員となるもの、その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数
- (3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他別に定める者から引き続き職員となった者及び三朝町職員の定年等に関する条例（昭和59年三朝町条例第13号）第5条第1項の規定により採用された者 別に定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、別に定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として別に定める場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、別に定める。

（特別休暇）

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として別に定める場合における休暇とする。

2 特別休暇の期間は、別に定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする

1の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25

号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(別に定めるものを除く。)及び介護休暇については、別に定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(臨時的任用職員の休暇)

第17条 臨時的任用職員(地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、別に定める。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定中第1条の改正規定及び附則中第3項以下を削る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(三朝町職員の勤務時間に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 三朝町職員の勤務時間に関する条例(昭和45年三朝町条例第7号。以下「旧勤務時間条例」という。)

(2) 三朝町職員の休日及び休暇に関する条例(昭和45年三朝町条例第8号。以下「旧休日休暇条例」という。)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧勤務時間条例第2条第2項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている

職員について、同条第3項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

4 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第4条又は第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

5 前2項の規定が適用される職員について、旧勤務時間条例第3条の規定に基づき定められている休憩時間については、第6条の規定に基づく休憩時間とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第3条の規定に基づき任命権者の承認を受けている休暇については、第16条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

7 前4項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、別に定める。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第9条第1項及び第2項並びに附則第5条第2項」を「並びに第9条第1項及び第2項」に改める。

第3条第1号中「三朝町職員の休日及び休暇に関する条例(昭和45年三朝町条例第8号)第7条」を「三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 年三朝町条例第 号)第14条」に、「規則で定めるものを承認され」を「別に定めるものを与えられ」に改める。

第8条中「規則で定めるものを承認されている」を「別に定めるものを与えられている」に改める。

附則中第3項以下を削る。

(三朝町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

9 三朝町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 年三朝町条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日を含み、特に勤務を命ぜられた場合を除く。）、勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇並びに休職の期間

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

10 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第2条第1項中「正規の勤務時間」を「三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 年三朝町条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）」に改め、

「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第6条第4項中「勤務を要しない日」を「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」に改める。

第12条中「その勤務しないことにつき任命権者の」を「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に」に改める。

第13条に次の1項を加える

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定

する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第14条を次のように改める。

(休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日とし定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても同様とする。

第16条第1項及び第2項中「乗じたもの」の下に「から8時間に18を乗じたものを減じたもの」を加える。

第18条を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8千円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第25条の2 第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員には、適用しない。

(三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

11 三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

第8条第1項中「休日」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始等で別に定める日(以下「休日等」という。)」に改め、同条第2項中「休日」を「休日等」に改め、後段を削り、同条第3項を削る。

第15条第1項中「場合」の下に「その他別に定める場合」を加え、同条第2項中「部分休業をいう。)」の下に「又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として別に定めるものをいう。)」を加える。

第17条中「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

12 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「休日」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始等で別に定める日(以下「休日等」という。)」に改め、同条第2項中「休日」を「休日等」に改め、同条第3項を削る。

第18条第1項中「場合」の下に「その他別に定める場合」を加え、同条第2項中「部分休業をいう。)」の下に「又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として別に定めるものをいう。)」を加える。